



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男

様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



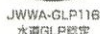
水道名称	万場第2浄水場				
水源名称					
採水場所	神流町役場				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和6年8月8日 11時30分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 千木良 勇祐		
天 候	(前日) 曇 (当日) 晴	気温(℃)	29.0	水温(℃)	25.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記*印検査項目については水道法水質基準不適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ~ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男 様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	万場第1浄水場				
水源名称					
採水場所	塩沢公衆トイレ				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和6年8月8日 9時50分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 千木良 勇祐		
天 候	(前日) 曇 (当日) 晴	気温(℃)	25.0	水温(℃)	21.0 遊離残留塩素(mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ~ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男

様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	船子浄水場				
水源名称					
採水場所	船子集会所東				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 6 年 8 月 8 日 10 時 30 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 千木良 勇祐		
天 候	(前日) 曇 (当日) 晴	気温 (℃)	27.0	水温 (℃)	23.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.10
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ~ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男 様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	神ヶ原浄水場				
水源名称					
採水場所	中里中体育館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和6年8月8日 10時00分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天候	(前日)曇 (当日)晴	気温(℃)	22.0	水温(℃)	19.0 遊離残留塩素(mg/L)
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ～ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男 様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター
代表理事 天田 彰 義
群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	八倉浄水場				
水源名称					
採水場所	浄水場下				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和6年8月8日 10時30分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天 候	(前日) 曇 (当日) 晴	気温(℃)	23.0	水温(℃)	20.0
				遊離残留塩素(mg/L)	0.20
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ~ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水質検査結果書

令和 6 年 8 月 14 日

神流町長 田村 利男

様

令和 6 年 8 月 8 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県 5 水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験センター

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地10



水道名称	山室浄水場				
水源名称					
採水場所	公民館				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 6 年 8 月 8 日 10 時 55 分		
原水・浄水	浄水	採水者名	産業建設課 水科 龍次		
天 候	(前日) 曇 (当日) 晴	気温 (℃)	25.0	水温 (℃)	20.0 遊離残留塩素 (mg/L) 0.10
検 査 方 法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和6年8月8日 ～ 令和6年8月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（最終改正 令和2年3月25日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。